

市第119号議案 横浜市児童相談所条例の一部改正について

1 趣旨

磯子区に所在する南部児童相談所は、施設の老朽化や児童虐待対応件数が増加する中での狭あい化が課題となっています。こうした状況を受け、令和4年度から港南区への移転・再整備を進めてきましたが、令和6年5月に工事が完了し、7月から業務を開始する予定です。これにより、バリアフリーへの対応、児童への専門的支援の充実や一時保護児童の生活環境の向上を図ります。

移転に伴い所在地を変更するとともに、児童福祉法等改正における表記と整合させるため、本条例の一部を改正します。

2 改正の概要

設置（第1条）

- (1) 南部児童相談所の所在地を、「磯子区」から「港南区」に改めます。
- (2) 児童福祉法改正（令和元年法律第46号）及び児童福祉法施行令改正（令和3年政令第209号）における表記と整合させるため、各児童相談所が担当する区域の名称を「所管区域」から「管轄区域」に改めます。

3 施行日

- (1) 規則で定める日
- (2) 公布の日

<参考>

移転予定日	令和6年7月中旬予定			
移転予定地	横浜市港南区丸山台一丁目9番地の5 (最寄り駅：上永谷駅徒歩3分)			
併設施設	上永谷駅前地域ケアプラザ及び上永谷駅前コミュニティハウス			
床面積（南部児童相談所部分）	移転後	移転前	増減	
	ア 相談部門	2,085.86 m ²	961.65 m ²	1,124.21 m ²
	イ 一時保護所	2,203.05 m ²	1,501.74 m ²	701.31 m ²
管轄区域	港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区 ※移転後も所管区域の変更はありません。			
一時保護定員	47人（移転前は、45人）			
施設内容	ア 本体（相談部門） 事務室、会議室、相談室、心理相談室、診察室、プレイルーム、通所指導室等 イ 一時保護所 居室、静養室、面接室、医務室、学習室、食堂、厨房、浴室、職員室			

移転予定地及び完成図

